

特別定額給付金に係る死亡世帯主の 取扱いに関する緊急要請

全国市議会議長会指定都市協議会は、特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する緊急要請を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和2年7月

全国市議会議長会
指定都市協議会
会長 岩井雅夫
(千葉市議会議長)

特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する緊急要請

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、給付の基準日である令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている者を給付対象者として、1人につき10万円を市区町村から給付するものである。

申請・受給権者は世帯主とされ、基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合、他の世帯員がいる場合には、新たに世帯主となった者が死亡した世帯主の分を含めて申請し給付を受けることができるが、単身世帯においては、「実務上給付事務が発生しない」とする見解が総務省から示されている。

給付事務を担う市区町村において、申請書の発送に当たっては、DV等避難者などからの事前申出及び市区町村間の連絡調整期間が設けられているほか、印刷や発送などに一定の準備期間が必要であり、基準日と申請書到着日との間には一定の空白期間が生じざるを得ない制度となっている。また、申請書の到達時期も大都市ほど申請書の到達に期間を要し、市区町村によって、さらに同一自治体内であっても、到達時期が一律ではないという実態が明らかになっている。

そのような実態とは関係なく、申請書が到着するまでに死亡された単身世帯は給付されない取扱いとなっていることから、当該事案を多く抱える政令指定都市においては疑問や異議の声が上がっている。

申請書が到達するまでに死亡されたために申請が行われなかったことは、国民の側に責めがあるわけではなく、単身世帯であっても、基準日に御存命の場合には遺族が申請を行うことができる取扱いをしなければ、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するために、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」という制度の趣旨上、公平性が保たれない。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるよう取扱いを変更すること。

また、変更にあたっては、無用な混乱が生じないよう全国一律の取扱いとするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うなど、円滑な給付に向けて取り組むこと。